

働く青年の権利とたたかい—憲法と現実の乖離」

全労連青年局長 稲葉美奈子

① 憲法の希望

- 憲法は「安心して働けること」「生活できる賃金」「仲間と声を届ける権利」を保障している。
- これはすべての人に向けた“生きるための約束”。

② 若者が直面する現実

- 給料が上がらない、人手不足で休めない、小さな職場で声を出せないなど、権利が“使えない”状況になっている。
- 「声をあげない」のではなく、声をあげられない構造がある。

③ 労働組合という希望

- 労働組合は、一人では言えないことを仲間と一緒に言えるようにする仕組み。
- 憲法28条が示した「団結する力」が、若者が置かれた構造を変える土台になる。

④ つながりが力をつくる

- 「自分だけじゃなかった」と気づき、困難を言葉にし、他者と共に改善を求められる。
- 孤立が連帯になると、権利が息を吹き返す。

⑤ 結び：前文と97条の希望

- 前文は「恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生きる権利」をうたい、誰も取り残さない社会を示している。
- 97条は、人権は“歴史の努力の成果”であり、それを未来に手渡す責任を私たちに託している。
- 私たちの行動はその努力の連続の中にある。